

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南房総市	池之内集落(三芳地区)	令和4年3月18日	

(旧プラン 当初 平成27年8月 更新 ①平成28年9月②平成29年11月③平成30年11月)

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.3ha
(備考)この地区は、多面的機能支払交付金を活用しており、農業資源の保全、施設の長寿命化を図る活動を行っている地区である。地区の農業としては、主に水稻を作付けする農家を地域の担い手として位置付け、農地を集積・集約化することで耕作放棄地の抑制等に努めてきている。	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農家の高齢化等により、離農する農家や規模を縮小する農家が増えてきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・Aは水稻・野菜・果樹栽培を中心とする法人であり、当該集落において栽培面積の規模拡大を図り、収益を増加させる。 ・Bは認定農業者であり、分散している農地の集積に努めるとともに規模拡大を目指す。 ・Cは地域の中心的な経営体であり、今後も分散している農地の集積と規模拡大に努める。 ・Dは認定農業者であり、分散している農地の集積に努めるとともに規模拡大を目指す。
<p>・当面の間は現状を維持する農家が多い当地区だが、将来的に自力で農地を管理できない方が発生した場合には、現在中心的な担い手となっている4名及び地区土地改良組織内で協議し、何れかの者が管理するように努めるとともに、4名を中心として地域の後継者の育成にも地域の協力の下、進めていく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・野菜	2.0 ha	水稻	5.0 ha	池之内、中
認農	B	水稻	1.7 ha	水稻・果樹	7.0 ha	池之内、中
認農	C	水稻	2.4 ha	水稻	4.0 ha	池之内、中
認農	D	水稻	1.6 ha	飼料作物	3.0 ha	池之内、中
計	4人		7.7 ha		19.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、9筆、12,990㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

今後、離農する農家や規模縮小する農家の農地について、農地中間管理事業等を活用し、中心となる経営体への貸し出しはもとより、他地域の農家から借り手を捜し、農地の維持や耕作放棄地の抑制を引き続き図ることとする。

5 その他の課題、方針等

米価が下がり水稻農家の経営は厳しい状況となっている。米価が上がることを望ましいが、ここ数年の需要量の推移からも難しいと考えられるため、持続可能な農業を目指し、農地所有者、地域で育った担い手、地域外からの担い手が相互に理解を深め、協力し合えるような地域農業のあり方を模索していく必要がある。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	池之内924-1	1,557		
2	池之内857	95		
3	池之内858-1	493		
4	池之内964	2,985		
5	池之内969	1,089		
6	池之内898	500		
7	池之内901	2,986		
8	池之内863-1	1,929		
9	池之内864-1	1,356		
	計	12,990		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。